

令和元年度答申第49号
令和元年11月29日

諮問番号 令和元年度諮問第49号（令和元年11月5日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 社会保険労務士に対する懲戒処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、社会保険労務士である審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が自己のブログに他人の名誉を毀損する文章を掲載したという名誉毀損事件（以下「本件名誉毀損事件」という。）について罰金50万円に処するとの有罪判決（以下「本件判決」という。）を受け、本件判決が確定したとして、厚生労働大臣（以下「処分庁」という。）が、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号。以下「社労士法」という。）25条の3の規定に基づき、審査請求人に対し、3か月の社会保険労務士の業務停止の処分（以下「本件懲戒処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- (1) 社労士法25条は、社会保険労務士に対する懲戒処分として、戒告、1年以内の業務の停止及び失格処分（社会保険労務士の資格を失わせる処分をいう。以下同じ。）の3種類を規定している。

- (2) 社労士法 25 条の 3 は、厚生労働大臣は、社会保険労務士が「この法律及びこれに基づく命令若しくは労働社会保険諸法令の規定に違反したとき、又は社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があつたときは、第 25 条に規定する懲戒処分をすることができる。」と規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成 30 年 3 月 22 日、本件名誉毀損事件について罰金 50 万円に処するとの本件判決を受け、本件判決は、同年 4 月 6 日に確定した。

(平成 30 年 3 月 22 日 A 地方裁判所判決)

- (2) 処分庁は、審査請求人に社労士法 25 条の 3 の規定に基づく懲戒処分の原因となる事実があつたとして、平成 30 年 1 月 2 日、審査請求人に対し、社労士法 25 条の 4 の規定に基づく聴聞を行った。

(聴聞通知書、聴聞調書)

- (3) 処分庁は、平成 31 年 2 月 4 日付けの通知書（以下「本件通知書」という。）により、審査請求人に対し、社労士法 25 条の 3 の規定に基づき、本件通知書を受け取った日の翌日から 3 か月の社会保険労務士の業務停止の処分（本件懲戒処分）をし、本件通知書は、同月 8 日、審査請求人に到達した。

なお、本件通知書には、「あなたは、自己のブログに P が裁判所を騙したなどと記載した文章を掲載し、P の名誉を毀損したとする名誉毀損事件について、平成 30 年 3 月 22 日に A 地方裁判所において、罰金 50 万円の判決を受け、同判決が同年 4 月 6 日に確定したものである。以上の行為は、社会保険労務士法の懲戒処分事由のうち、同法第 25 条の 3 の「この法律の規定に違反したとき」及び「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行」に該当するものである。」との理由が付されていた。

(社会保険労務士懲戒処分通知書、郵便物等配達証明書)

- (4) 審査請求人は、平成 31 年 2 月 12 日、審査庁に対し、本件懲戒処分を不服として本件審査請求をした。

なお、審査請求人が B 地方裁判所に対し本件懲戒処分の取消しの訴えを提起するとともに、本件懲戒処分の執行停止の申立てをしたところ、B 地方裁判所は、平成 31 年 3 月 20 日、上記執行停止の申立てを却下する決定をした。そこで、審査請求人が C 高等裁判所に対し即時抗告をしたとこ

ろ、C高等裁判所は、同年4月25日、上記執行停止の申立てを認容する決定をした。

(審査請求書、平成31年3月20日B地方裁判所決定、同年4月25日C高等裁判所決定)

(5) 審査庁は、令和元年11月5日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

本件懲戒処分は、社労士法25条の3の解釈適用を誤ったものであり、また、その量定には裁量権を逸脱した違法があるから、本件懲戒処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

1 審査請求人については、本件判決が確定したことにより、社労士法25条の3の懲戒事由が認められる。

社労士法16条は、「社会保険労務士は、社会保険労務士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。」と規定し、社会保険労務士に社会保険労務士全体に対する社会的信頼を損なうような行為をしてはならないことを義務付けているから、社会保険労務士が刑法上の犯罪行為に当たる行為をしたときは、当然に同条に違反したことになり、社労士法25条の3の懲戒事由に該当する。

審査請求人は、本件名誉毀損事件は私人間の紛争であり、社会保険労務士としての業務に関するものではないと主張するが、社労士法25条の3に規定する「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行」とは、社会保険労務士の業務に限ることなく、広く社会一般の道德観念からみて、著しく非難を受けるような行為をいうところ、社会保険労務士が刑事罰を受けるような刑法上の犯罪行為をすることが「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行」に当たることは当然である。

2 本件懲戒処分について、処分庁に裁量権の逸脱、濫用はない。

社会保険労務士に社労士法25条の3の懲戒事由がある場合において、社労士法25条に規定する3種類の懲戒処分のうちのどの処分をするのか（1年以内の業務停止処分にするときは、どの程度の期間にするかを含む。）は、処分権者たる厚生労働大臣の裁量に委ねられていると解される。

なお、社会保険労務士に対する懲戒処分の考え方等については、厚生労働

省の内部基準として、「社会保険労務士の懲戒処分に係る量定の基準」（以下「本件量定基準」という。）が定められているところ、本件量定基準は、懲戒処分の量定の公平性を担保するため、社労士法25条の2及び25条の3に規定する懲戒事由とそれに対応した懲戒の種類の種類範囲内で、どのような場合にどこまで量定を減ずることが相当かについて定めたものであり、具体的には、社会保険労務士制度に対する信用失墜の程度や、円滑な労働・社会保険行政に対する侵害の程度等について、総合的に考慮して量定する旨を定めている。

審査請求人は、本件懲戒処分の量定を業務停止3か月としたことは重きに失すると主張するが、本件判決が宣告した罰金50万円は、名誉毀損罪の法定刑としては罰金刑の最高額である（刑法（明治40年法律第45号）230条1項）。本件判決の理由からも明らかなおり、審査請求人が犯した名誉毀損行為は違法性が高いものであったといえることができる。

また、審査請求人は、本件懲戒処分の量定が他の懲戒処分事例と比較しても著しく重く、裁量権を逸脱すると主張するが、審査請求人が指摘する他の懲戒処分事例は、名誉毀損罪よりも法定刑が軽い犯罪に関する事例や故意犯である名誉毀損罪よりも責任非難の程度が格段に低い過失犯に関する事例である。

3 以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続について、特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件懲戒処分の違法性又は不当性について

(1) 審査請求人は、本件懲戒処分は社労士法25条の3の解釈適用を誤ったものであり、また、その量定には裁量権を逸脱した違法があると主張している。

(2) 社労士法25条の3の懲戒事由該当性について

社労士法は、「社会保険労務士の制度を定めて、その業務の適正を図り、もって労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資すること」を目的とし（1条）、社会保険労務士の職責として、「常に品位を保持し、業務に関する

法令及び実務に精通して、公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。」と規定している（1条の2）。こうした社労士法の目的及び社会保険労務士の職責に鑑み、社労士法は、「社会保険労務士は、社会保険労務士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。」と規定して、社会保険労務士による信用失墜行為を禁止している（16条）。

そうすると、社会保険労務士である審査請求人が本件名誉毀損事件について罰金50万円に処するとの本件判決を受け、本件判決が確定したことは、社労士法16条が禁止する信用失墜行為をしたときに該当し、社労士法25条の3に規定する「この法律・・・の規定に違反したとき」及び「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当するということができるから、審査請求人に社労士法25条の3の懲戒事由があるとした処分庁の判断は、妥当である。

なお、審査請求人は、本件名誉毀損事件は私人間の紛争であり、社会保険労務士としての業務に関するものではないから、本件名誉毀損事件について本件判決がされて確定しても、懲戒処分を受けるいわれはないと主張する。しかし、社労士法16条の信用失墜行為及び社労士法25条の3の「重大な非行」は、その文理上、社会保険労務士の業務に係るものに限定されてはいないし、上記の社労士法の目的及び社会保険労務士の職責を踏まえるならば、社会保険労務士の業務に係るものに限定されないと解するのが相当であるから、審査請求人の上記主張は失当である。

また、審査請求人は、本件審査請求の理由を補充するとして提出した令和元年11月20日付け主張書面（以下「補充書面」という。）において、本件名誉毀損事件におけるブログへの文章の掲載は専ら公益を図る目的で行ったものであり、違法性阻却事由が認められると主張する。審査請求人は、本件名誉毀損事件でも、同様の主張をしている（本件判決の判決書の「量刑の理由」参照）が、本件判決は、審査請求人がブログに文章を掲載した目的は、「紛争の相手方である被害者に対する敵意から被害者を非難するためであったと認められるから、・・・その目的が専ら公益を図ることにあつたとは到底いえない。」と判示している。審査請求人の上記主張は失当である。

さらに、審査請求人は、補充書面において、（ア）労働局職員が審査請求人に対して行った事実調査には適正手続違反（調査の目的の説明及び事前の告知がなく、弁明及び防御の機会を与えなかったこと）があるほか、

その報告書の内容は事実をわい曲したもので虚偽であると主張するとともに、（イ）聴聞調書及び聴聞報告書に審査請求人が陳述した意見の詳細が記載されていないとも主張して、本件懲戒処分の手続には違法があるとし、このような違法な手続で懲戒事由の存否を判断することは許されないと主張する。しかし、労働局職員による事実調査は、行政手続法（平成5年法律第88号）が定めている法定の手続ではなく、行政庁が聴聞手続を開始するに先立って行っている内部的な準備手続であると考えられるところ、本件で労働局職員が行った事実調査の報告書が本件の聴聞手続において証拠資料とされた形跡はなく（聴聞調書の「10. 証拠書類等の標目」参照）、当該事実調査が本件懲戒処分の判断に影響を及ぼしたとは考えられない（行政庁が不利益処分の決定をするときに参酌しなければならないとされているのは、聴聞調書の内容と聴聞報告書に記載された聴聞の主宰者の意見である（同法26条）。）から、審査請求人が上記（ア）で主張する点は、仮に、そうであったとしても、本件懲戒処分の手続を違法ならしめるものではない。また、聴聞調書は、「聴聞の審理の経過」を記載するもので、特に、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の陳述の「要旨」を明らかにするもの（同法24条1項）であり、聴聞報告書は、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての聴聞の主宰者の「意見」を記載するもの（同条3項）であって、いずれも聴聞対象者が陳述した意見の詳細まで記載することは求められていないから、審査請求人が上記（イ）で主張する点は、仮に、そうであったとしても、本件懲戒処分を違法ならしめるものではない。したがって、本件懲戒手続の違法をいう審査請求人の上記主張は失当である。

(3) 本件懲戒処分の量定について

処分庁は、社会保険労務士の懲戒処分に係る内部基準として、「社会保険労務士の懲戒処分に係る量定の基準」（本件量定基準）を定めている（上記第2の2）ところ、それによると、「懲戒処分の量定については、別表を基準として、次の事項に関する情状を総合的に考慮し決定する。」とし、「次の事項」として、「①社会保険労務士制度に対する信用失墜の程度、②円滑な労働・社会保険行政に対する侵害の程度、③不正行為等の規模、④不正行為等の抑止効果、⑤刑事処分との比較、⑥過去の量定との均衡、⑦その他の情状（自首・自戒があること、被害が回復していること、動機に同情の余地があることなど）」を掲げている。そして、「別表」中

の社労士法25条の3の懲戒処分に係る「懲戒事由」欄及び「量定の基準」欄をみると、懲戒事由が「社労士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」については、「①罰金以下の刑に処せられた場合」、「②依頼者に対する背信行為」の場合及び「③その他社会保険労務士の信用又は品位を害する行為」の場合の三つに分けた上で、①と③の場合には、量定の基準として、「1年の業務停止」、「ただし、情状酌量により、1ヶ月の業務停止又は戒告まで減量する。」と規定している。

そうすると、審査請求人が罰金刑に処せられた本件では、処分庁は、上記①の場合の量刑の基準に従い、「1年の業務停止」をどこまで減ずることができるかについて、上記の「次の事項」として掲げられている情状を総合的に考慮して、3か月の業務停止にまで減じたものと考えられる。そして、その際には、本件判決が量刑の理由で指摘した諸事情（被告人の行為は、被害者の名誉を広範囲にわたって著しく低下させる危険性の高いものであること、被告人が自己のブログに被害者に関する文章を掲載した目的は、被害者に対する敵意から被害者を非難するためであったと認められること、被告人は、本件以前にも被害者の名誉を毀損する内容等の文章をインターネット上に掲載したことにより、裁判所から、複数回にわたって不法行為に基づく損害賠償等を命じられており、自己の行為が違法であることを自覚する機会が再三あったにもかかわらず、その司法判断を省みることなく、自己の一方的な見解にのみ依拠して本件犯行に及んだというべきであるから、被告人に対する非難の程度は高いこと、これらの事情に照らすと、被告人に対しては、懲役刑の選択も検討しなければならないが、本件犯行により被害者の社会的評価が具体的に低下した事実が証拠上認められないことに加え、被害者の精神的苦痛が相応にあったことは認められるものの、その経過に照らして、その精神的苦痛を殊更重視すべきではないことからすると、結果が大きいとまではいえないこと、本件に係る被告人に対する報道等により、被告人は、その職業に照らして最も重要というべき社会における信頼を失い、社会的制裁を受けたと評価することができることを踏まえると、被告人に対して失格処分に直結する懲役刑を選択するのはやや重すぎるといえること、そこで、被告人に対して罰金刑の最高額である罰金50万円の刑を科するのが相当であるとされたこと）が考慮されたと考えられるから、本件懲戒処分の量定に裁量権の逸脱、濫用があったとは認められない。

なお、審査請求人は、本件懲戒処分の量定が他の懲戒処分事例と比較しても著しく重く、裁量権を逸脱すると主張する。審査請求人が指摘する他の懲戒処分事例は、本件懲戒処分とは事案を異にしており、単純に比較することは相当でないが、事案の相違を踏まえた上で比較しても、本件懲戒処分の量定が著しく重いものとは認められないから、審査請求人の上記主張は失当である。

また、審査請求人は、補充書面において、(ア) 自らの社会保険労務士としての現在の業務状況（多数の会社と顧問契約をしていること、受任中の三つの事件を抱えていること）を説明した上で、本件懲戒処分により、審査請求人だけでなく、多数の顧問先会社や事件の依頼者が重大な損害を受けることになるから、本件懲戒処分は重きに失すると主張するとともに、

(イ) 本件懲戒処分が公告されたことにより、審査請求人が懲戒処分を受けたことが不特定多数の第三者に知られ、金銭的な補償では回復することができない損害を受けているとも主張する。しかし、社会保険労務士が業務の停止処分を受けた場合には、その者の業務に何らかの影響が生ずることは必然のことであって、本件では、その点も考慮の上で、業務の停止期間が3か月に減じられたものと考えられるから、審査請求人の上記(ア)の主張は失当である。また、懲戒処分の公告は、特定の社会保険労務士が懲戒処分を受けたことを広く国民に知らせることによって、社会保険労務士制度を利用しようとする国民が不利益や損害を受けることがないようにするためのものであるから、本件懲戒処分の公告により審査請求人が懲戒処分を受けたことが不特定多数の第三者に知られたことは、本件懲戒処分が重すぎることの理由にはならないというべきであり、審査請求人の上記(イ)の主張も失当である。

(4) したがって、審査請求人の主張はいずれも理由がなく、本件懲戒処分に違法又は不当な点は認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委員 原

優

委 員 中 山 ひ と み
委 員 野 口 貴 公 美